

雪国太陽光設置モデル創出事業補助金 交付申請要領

令和 7 年 5 月 16 日 長野県環境部ゼロカーボン推進課

1 制度の目的

本補助金は、県内の積雪の多い地域（以下「雪国」という。）における太陽光発電設備の設置を支援することによりそのモデルを創出し、雪国における太陽光発電設備の設置を促進することを目的としています。

2 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 長野県内に主たる事業所を置く（登記上の本店が県内にある）事業者であること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 補助対象経費・補助額等

補助対象経費は、補助対象設備の設置に係る機器費、材料費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、補助対象設備の要件、補助額は下表のとおりです。

なお、本事業はモデル事業であり、補助件数は 10 件程度の想定です。

補助対象設備	要件	補助額
太陽光発電設備	(1) 未使用品であるものであること (2) グループパワーチョイス（県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業）を活用するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているものであること (4) 発電出力（kW を単位とし、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値の小数点以下第 3 位を四捨五入した値のうち、いずれか低い方の値をいう。以下同じ。）が 10kW 未満のものであること (5) 発電した電気の一部又は全部を補助対象設備を設置する住宅において使用するものであること (6) 発電電力量等の計測器が設置されており、1 日単位の計測データをダウンロードすることが可能であること (7) 太陽電池アレイのアレイ面の傾斜角度が 60 度以上となるように設置するものであること (8) 太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さが、垂直積雪量よりも高い位置になるように設置するものであること (9) 長野県北信地域振興局発行の「雪国・住宅太陽光発電ガイドブック」（2025 年版）に記載されている事項を考慮した上で設置するものであること	補助上限額 （補助対象設備の発電出力に 10 万円 / kW を乗じて得た額と 50 万円のいずれか低い方の額）と補助対象経費のいずれか低い方の額

4 補助対象事業

(1) 第1号事業

新築住宅の住宅取得者と補助対象設備の設置にかかる工事請負契約を締結し、当該住宅取得者の住宅に補助対象設備を設置する事業

(2) 第2号事業

補助対象設備付きの新築住宅を建設する工事請負契約を住宅取得者と締結し、当該新築住宅を建設する事業

(3) 第3号事業

補助対象設備付きの新築住宅の売買契約を住宅取得者と締結するため、当該新築住宅を建設する事業

(4) 第4号事業

補助対象設備付きの新築住宅の売買契約を住宅取得者と締結するため、当該新築住宅の建設等を行う者と工事請負契約を締結し、当該新築住宅を建設する事業

(5) 第5号事業

既存住宅の住宅所有者と補助対象設備の設置にかかる工事請負契約を締結し、当該既存住宅に補助対象設備を設置する事業

5 補助対象地域

建築基準法に基づく垂直積雪量が2メートル以上の地域

※主に、北アルプス、長野、北信地域の一部地域や松本市奈川地区の一部が対象となりますが、それ以外の地域であっても垂直積雪量が2メートル以上であれば対象になります。垂直積雪量の確認方法については、県（建設部建築住宅課）のホームページでご確認ください。

【県（建設部建築住宅課）のホームページ】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kakunin/kijunchi.html#a>

6 補助金の交付の条件

(1) 新築住宅に太陽光発電設備を設置する場合は、住宅取得者等が1年以内に居住を開始すること

(2) 交付をうける補助金に相当する額を工事代金等に充当すること

(3) 補助対象設備による1年間分の発電電力量及び当該発電電力の自家消費量のデータを県に提供すること

(4) 補助事業完了後2カ月以内に、補助対象設備にかかる見学会を開催するよう努めること

※交付の条件を満たさない場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。

6 補助金交付申請の手続

(1) 申請方法

申請書類等は、長野県環境部ゼロカーボン推進課へ持参又は郵送により提出してください。

紛失等を防ぐため、封筒には「雪国太陽光設置モデル創出事業補助金申請書類 在中」と記入してください。

提出された書類は返却しませんので、コピーを取るなど、控えを保管してください。

(2)交付申請の受付期間

令和7年5月16日（金）から令和8年2月27日（金）まで

< 申請時の注意事項 >

- ・ 申請は先着順で受け付けます。
- ・ 持参の場合、ゼロカーボン推進課の窓口（県庁本館6階）へ開庁時間内（17時15分まで）に提出されたものを、当日の申請として扱います。
- ・ 郵送の場合は、県に到着した日を申請日として扱います。
- ・ 申請日が同日であれば、提出した時刻に関わらず、同着として扱います。
- ・ 申請は必要書類が全て揃ったもののみ、受け付けます。書類に不備があった場合、再提出となりますが、その間に他の申請があった場合は、そちらを先に受け付けます（※仮受付等はいきませんので、ご注意ください）。
- ・ 予算上限に到達した日を以って、申請受付を締め切ります。受付を締め切った際には、改めて県のホームページ上でお知らせします。
- ・ 持参、郵送を問わず、予算上限に到達した日に申請があったものについては、一律に抽選を行い、受付順を決定します。

(3)交付申請に必要な書類

交付申請書の添付資料	事業区分				
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
ア 事業計画書（様式第1号の別紙1）	○	○	○	○	○
イ 確認書（様式第1号の別紙2）	○	○	○	○	○
ウ 補助対象設備の設置方法がわかる書類（設計図書等）（※1）	○	○	○	○	○
エ 補助対象設備を設置する住宅の位置及び垂直積雪量がわかる資料	○	○	○	○	○
オ 補助対象経費とその内訳がわかる資料（見積書等）	○	○	※2	○	○
カ 交付申請時点の補助対象設備設置地点の状況が確認できる写真	○	○	○	○	○
キ 補助対象者の県税の納税証明書（証明日が申請日以前3か月以内のもの）の写し（※3）	○	○	○	○	○
ク 補助対象者が県内に主たる事務所を置く者であることがわかる書類（建設業許可証、宅地建物取引業者免許証又は法人の登記事項証明書等）の写し	○	○	○	○	○
ケ その他知事が必要と認める書類	必要に応じて添付（※4）				
※1 別表第1の要件(4)～(8)を満たすことがわかるようにすること。					
※2 補助対象経費及びその内訳がわかる資料を作成して添付すること。					
※3 設立して間もない事業者であり、まだ県税の納付実績がない場合は、その事実を証する書類を提出すること。					
※4 第1号事業の場合は、新築住宅にかかる工事請負契約書又は売買契約書の写しを添付すること。					

第7条の交付申請書を提出する時点において、第2号事業の場合で住宅取得者と補助対象設備付きの新築住宅の工事請負契約を締結している場合はその契約書の写しを、第3号事業又は第4号事業の場合で住宅取得者と補助対象設備付きの新築住宅の売買契約を締結している場合はその契約書の写しを添付すること。

第5号事業の場合は、既存住宅に居住する者の住民票の写しを添付すること。

5 留意事項

○事業着手について

補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、原則として、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

なお、この場合の事業の着手とは、次の行為をいいます。

- (1) 第1号事業 補助対象設備の設置にかかる契約の締結
- (2) 第2号事業 補助対象設備付きの新築住宅の建設の着工
- (3) 第3号事業 補助対象設備付きの新築住宅の建設の着工
- (4) 第4号事業 補助対象設備付きの新築住宅の建設の着工
- (5) 第5号事業 補助対象設備の設置にかかる契約の締結

○その他

- ・必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- ・補助金対象設備の導入に当たり、この補助金以外の補助金等の交付を受ける（予定も含む）場合、これらの合計額が、補助対象設備の導入に必要な経費の額を超えることはできませんので注意してください。（必要に応じて国・市町村等の補助金の申請状況を調査する場合があります。）
- ・申請等に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Q & Aを十分に確認してください。